

平成 28 年 5 月 10 日

介護サービス事業所の行政処分等について

昨日、市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 115 条の 9 第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 9 日をもって下記のとおり指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所の指定を取り消すことを決定しました。

記

1 事業者の名称

名称 サンケアサービス株式会社

代表取締役 瀧野 健一

2 処分の対象となる事業所名等

事業所名 おひさま訪問看護ステーション

事業所所在地 東京都八王子市狭間町 1776 - 102

サービス種別（事業所番号） 訪問看護、介護予防訪問看護（1362990127）

指定年月日 平成 26 年 5 月 1 日

3 処分の内容

指定取消

4 処分理由

(1) 虚偽の報告（指定取消等要件：法第 77 条第 1 項第 7 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 6 号）

監査時に開設当初（平成 26 年 5 月）から平成 26 年 10 月分までの「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「勤務実績表」の提出を求めたところ、実際の勤務実績とは異なる勤務実績表を提出した。

(2) 不正の手段による指定申請（指定取消等要件：法第 77 条第 1 項第 9 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 8 号）

指定申請時点で看護職員の員数が常勤換算方法で 2.5 人（人員基準に定める員数）を下回る状態であったにもかかわらず、常勤として常時勤務のできない看護師を常勤扱いとして「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成し、不正の手段により指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所の指定を受けた。

5 指定取消に伴う返還予定額

1, 207, 339 円（八王子市分のみ、加算額含む）

（問合せ先）

福祉部 高齢者いきいき課長 元木

電話 042-620-7452